

第一号の四の五様式中(第21項)を(第21項)に改める。

(鉄道事業法施行規則の一部改正)

第九條 鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第一項第一号口の表中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人が行う試験であつて、国土交通大臣が適切であると認めて指定するもの」を「次条及び第二十四條の四の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録試験実施機関」という。)が行う試験(以下「登録試験」という。)」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の十七條を加える。

(登録)

第二十四條の三 前条第一号口の表の規定による登録は、登録試験の実施に関する事務(以下「登録試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録試験実施機関登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が登録試験事務を開始する日

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

ロ 役員の名簿、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 試験問題の作成を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

四 登録を受けようとする者が、次条第一項に該当する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第二十四條の四 国土交通大臣は、前条の規定による登録を申請した者(次項において「登録申請者」という。)が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第七の二の上欄に掲げる登録試験の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる事項について、試験を行うものであること。

二 次に掲げる要件に適合する者をそれぞれ二名以上含む六名以上で構成される合議制の機関により試験問題の作成を行うものであること。

イ 学校教育法による大学において通算して三年以上理学若しくは工学に関する学科の教授若しくは助教の職にあつた者又は理学若しくは工学に関する学科に係る研究により博士の学位を授与された者

ロ 登録試験に合格した者又は技術士法による第二次試験のうち国土交通大臣が告示で定める技術部門に合格している者であつて、鉄道施設等の設計の業務に関し、通算して五年以上の実務の経験を有するもの

ハ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理学又は工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、鉄道施設等の設計の業務に関し、通算して五年以上の実務の経験を有するもの

2 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法又は法に基づき命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十四條の十四の規定により第二十四條の二第一号口の表の規定による登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その登録試験事務を行う役員のうち前二号に該当する者があるもの

3 第二十四條の二第一号口の表の規定による登録は、登録試験実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が登録試験事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録を受けた者が登録試験事務を開始する日

(登録の更新)

第二十四條の五 第二十四條の二第一号口の表の規定による登録は、五年ごとにその更新を受けなければならないが、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二條の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録試験事務の実施に係る義務)

第二十四條の六 登録試験実施機関は、公正に、かつ、第二十四條の四第一項各号に掲げる要件に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十四條の七 登録試験実施機関は、第二十四條の四第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする日

三 変更の理由

(登録試験事務規程)

第二十四條の八 登録試験実施機関は、登録試験事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録試験事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録試験の受験申請に関する事項

二 登録試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項

三 登録試験の日程、公示方法その他登録試験の実施の方法に関する事項

四 登録試験の問題の作成及び登録試験の合否判定の方法に関する事項

五 終了した登録試験の問題及び登録試験の合格基準の公表に関する事項

六 登録試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項

七 登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項

八 登録試験事務に関する公正の確保に関する事項

九 不正受験者の処分に関する事項

十 その他登録試験事務の実施に関し必要な事項

(登録試験事務の休廃止)

第二十四條の九 登録試験実施機関は、登録試験事務の休止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した登録試験事務休止(廃止)届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録試験実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録試験事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

三 登録試験事務を休止しようとする日

四 登録試験事務を休止しようとする期間

五 登録試験事務を休止又は廃止しようとする理由